質問①

JR日高線の廃止に伴うJR北海道からの支援金の詳細について



高村洋子議員

問 日高線転換バスの運行費（18年分）20億5,500万円、地域振興費5億円の決定を受けて、日高地域では唯一無二の公共交通となるが運営、改善はどこが担うのか実施の形態を伺う。これまで非公表とされてきた町村会での協議内容と日高地域広域公共交通確保対策協議会の関連性について問う。地域振興費5億円が各町配分になった経緯等、住民説明会以降の詳細を問う。

答 令和3年2月に新しく設立された日高地域広域公共交通確保対策協議会が役割を担う事になり、構成メンバーは7自治体首長とJR北海道、道南バス等である。鉄道の廃止に伴い対外交通の役割を担う広域交通のあり方の検討、真に必要な公益公共交通の維持確保を目的に掲げ設立。地域振興費（まちづくり支援）の扱いについて、急な話で青写真も作れないので、そのまま積み立てておくのか配分するかを議論してきた結果、半分の2億5千万円を鉄道割として鉄路を持つ5町に均等配分、残り半分を町村会負担割合方法（均等割、人口割、財政割）に則り配分を決定した。その他に様似町の場合は、えりも方面から浦河方面、浦河方面からえりも方面の大きな結節点となるので、伴ってバスターミナル設置経費として別枠で上限5千万円が決定されている。

問 持続可能な公共交通体系としてバリアフリー車両の導入、大中小規模バスの導入、運賃支払いのシームレス化、ICカードバスカード導入の検討はどうなったか。

答 新規購入バス車両（JRバス4台、道南バス5台、直通バス「トマモ号」）は全て大型のノンステップバリアフリー車両となり、ICカード導入にも対応する。在来の路線バスにICカード対応については、バス事業者に努力して頂くよう要望中である。



▲ バリアフリー対応ＪＲバス

問 JR北海道から日高地域広域公共交通確保対策協議会への転換バス運行費20億5,500万円（18年分）が、一自治体の基金として一般会計に入る事についての疑問と財政に及ぼす影響はないのか。

答 支援金は3回に分けて入る予定だが、どこが受けるかによっては補助金扱いになり、税金の課税対象になるなど、国税中央局の問題もありすべてがクリアしていないが、何より経費節減のメリットを活かしたい。

新ひだか町も6月議会の裁定待ちであり、補助金の出し方に変更の可能性もある。ただ協議会の会長所在の自治体が管理する事になるが、組織であり役員会、総会の決議事項でなければ支出行為も進まないし、監査の配置もされている。

日高地域にとっては唯一無二の公共交通である。地域住民は長い期間不自由な思いを強いられている。我慢の甲斐があったと誇れる便利で利用しやすい体系にして頂きたい。来年には光ファイバー網が町内全域に整備予定である、5Gやローカル5Gの活用はタクシーやバスの自動運転もいずれ可能になる。田舎こそ便利で暮らしやすさが求められている。四千なにがしの町人口だったら、膝付き合わせれば直ぐに合意形成できると思うので、努力をお願いしたい。



▲ 現在の様似町
バスステーション

質問①

AEDについて



八木田和浩議員

問 公共施設における設置状況はどうなっているか、また取り扱いの講習状況はどうなっているか。

答 幼児センター、放課後児童施設ひまわり、小学校、中学校、中央公民館、スポーツセンター、保健福祉センター、（親子岩ふれあいビーチ・アポイ岳ジオパークビジターセンター）、アポイ山荘、消防団第5分団幌満・消防団第5分団旭に11台設置されている。

取り扱い講習は児童センター、小学校中学校の教員、海水浴場の監視員、アポイ山荘の指定管理者について定期的に講習している。

役場には設置していないが今後検討し、設備が有効に活用できるように各公共施設の職員にできるだけ定期的に緊急に関する講習を受講するように取り組んでいく。



▲ ＡＥＤ

※ＡＥＤとは、突然の心停止から命を救うため、心臓に電気ショックを与える装置です。

質問②

景観と環境美化促進等について

問 景観条例上の環境形成指針と景観形成地区指定はどうなっているか。

答 ふるさと様似景観づくり条例は平成6年9月30日に制定され、その後、平成8年3月に様似町景観形成指針が策定されている。

地区指定は当時、国道拡幅事業、大通地区の街並み整備事業、道の駅事業等の整備計画が計画され、本町地区と大通地区の国道沿いの商業地区が位置付けられている。

問 景観を守るための太陽光発電施設等再生可能エネルギー施設に対する規制や安全基準が必要になると思うが現状はどうなっているか。

答 様似町では独自に規制や安全基準を定めていない。

北海道の景観条例の中で一定規模を超える建築等工作物の建設等、都市計画法に基づく開発行為を行う場合は、事前に知事への届け出が必要となっており、当該市町村へ意見照会がある。

問 公園条例上の観音山公園、エンルム岬公園、ソビラ公園、親子岩ふれ愛ビーチの指定範囲はどうなっているか。

答 ※写真図面により説明あり。

問 不法投棄の現状と防衛策はどうなっているか。

答 不法投棄として把握している件数は、令和2年度6件、令和3年度現在までに2件である。

防衛策としてチラシによる広報、不法投棄防止啓発看板を設置し、今年度の発見した不法投棄については、警察に通報し、警察からの呼び出しと罰金刑が課せられている。

問 新たにポイ捨て禁止条例を制定し、ポイ捨てをしづらくし、またボランティア清掃をしやすくするためのゴミステーションの活用と増設についての考えはあるか。

答 ありません。気軽にクリーンボックスにゴミを入れられる環境というのは現状では難しいので、ポイ捨てされていたゴミをボランティア清掃し、クリーンボックスに入れた旨を町に連絡いただければ回収する。

質問③

豊かな海の確保に向けた下水道と水産系廃棄物の利用について

問 現在の下水道施設で栄養塩類の放流濃度を変えることは可能か、また、可能であれば、どの程度の費用が掛かるか。

答 変えることは可能。費用は概算ではあるが、最大で約4億円見込まれる。

問 水質環境基準以外の目標として豊かな海の再現のための振興対策に位置付け調査研究すべきと思うが。

答 現在の海の栄養塩が足りているか不足しているかの情報を持っていない、まずは調査から始める。

問 水産系廃棄物の海洋環境システムを様似町として構築できないか。

答 現状廃棄物として回収され33％が飼料・肥料にの原料に再利用されているが、海洋循環としては現状難しい。